

今回のテーマ「外国人労働者問題啓発月間」について

6月は、厚生労働省「外国人労働者問題啓発月間」です。また、法務省は「不法就労外国人対策キャンペーン」を実施します。具体的な取り組み内容については各省庁のホームページをご確認ください。

厚生労働省 <外国人労働者問題啓発月間>

6月は「外国人労働者問題啓発月間」 資料2

「ともに働き、ともに活躍」

外国人雇用はルールを守って適正に

詳しくは
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18664.html

●HPに、具体的取り組みの資料が掲載されています。

- 【資料1】令和3年度「外国人労働者問題啓発月間」の取組内容
- 【資料2】ポスター「外国人労働者問題啓発月間」
- 【資料3】パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」
- 【資料4】パンフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」
- 【資料5】リーフレット「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」
- 【資料6】リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止にご協力ください。」
- 【資料7】リーフレット「外国人雇用状況届出はインターネットで、いつでも申請できます！」
- 【資料8】パンフレット「外国人向けハローワーク利用チェックリスト（やさしい日本語）」
- 【資料9】パンフレット「生活を支えるための支援のご案内」

出入国在留管理庁

<不法就労外国人対策キャンペーン>

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース	(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	(例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース	(例) ・外国料理のキッチンや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く ・留学生が許可された時間数を超えて働く

●事業主も処罰の対象となります。

●外国人を雇用する際には在留カードの確認が推奨されています。

詳しくは
http://www.moj.go.jp/isa/publications/pre/ss/01_00141.html